

大規模災害時の被災市町村の体制支援 について

～熊本地震での対応を踏まえて～



総務省

平成28年11月14日

〈被災市町村における人的体制の確保支援〉

- 総務大臣が、地方三団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)に対し、適切に協力・助言することで、全ての地方公共団体のマンパワーを最適活用できる応援職員派遣スキームを構築すべきではないか (⇒P2)

〈被災市町村におけるマネジメント体制の確保支援〉

- 役場機能が著しく低下した被災市町村のマネジメントを支援するため、総務省に登録した地方公共団体の要員等を派遣するシステムを構築すべきではないか (⇒P6)



上記を車の両輪とし、大規模災害時には総務大臣が司令塔機能を担い、被災市町村における住民の生活再建に向けた体制の確保を強力に支援

大規模災害時の被災市町村における人的体制の確保支援

熊本地震の状況

- 今回、対口支援方式を導入し、迅速な応援派遣に一定の成果（**別紙** 参照）
- 職員派遣は、被災市町村に対する県外からの支援が中心（避難所運営、罹災証明事務等）
- 今回は指定都市とその他の市町村の派遣ニーズが概ね均衡していたため、別個の派遣スキームにより対応（ただし、時期によりアンバランスも生じており、今後の災害では全体の調整が必要）

熊本地震における応援職員の派遣状況（平成28年5月11日時点（派遣数最大））

職員派遣スキーム	熊本県	熊本市	その他の市町村	合計
九州・山口知事会※1	32	0	593	625
全国スキーム※2	9	4	200	213
指定都市※3	0	602	0	602
合計	41	606	793	1,440

※1 被災市町村毎に担当府県を割り当て（対口支援）、担当府県及び区域内市町村が一体的に支援
↳ 〈例 嘉島町：静岡県等 西原村：佐賀県 が担当〉

※2 ※1で対応できない派遣ニーズに対し、地方三団体を通じ、全国の都道府県・市町村が支援

※3 熊本市の派遣ニーズに対し、全国の指定都市が支援（時期により全国市長会からも派遣）

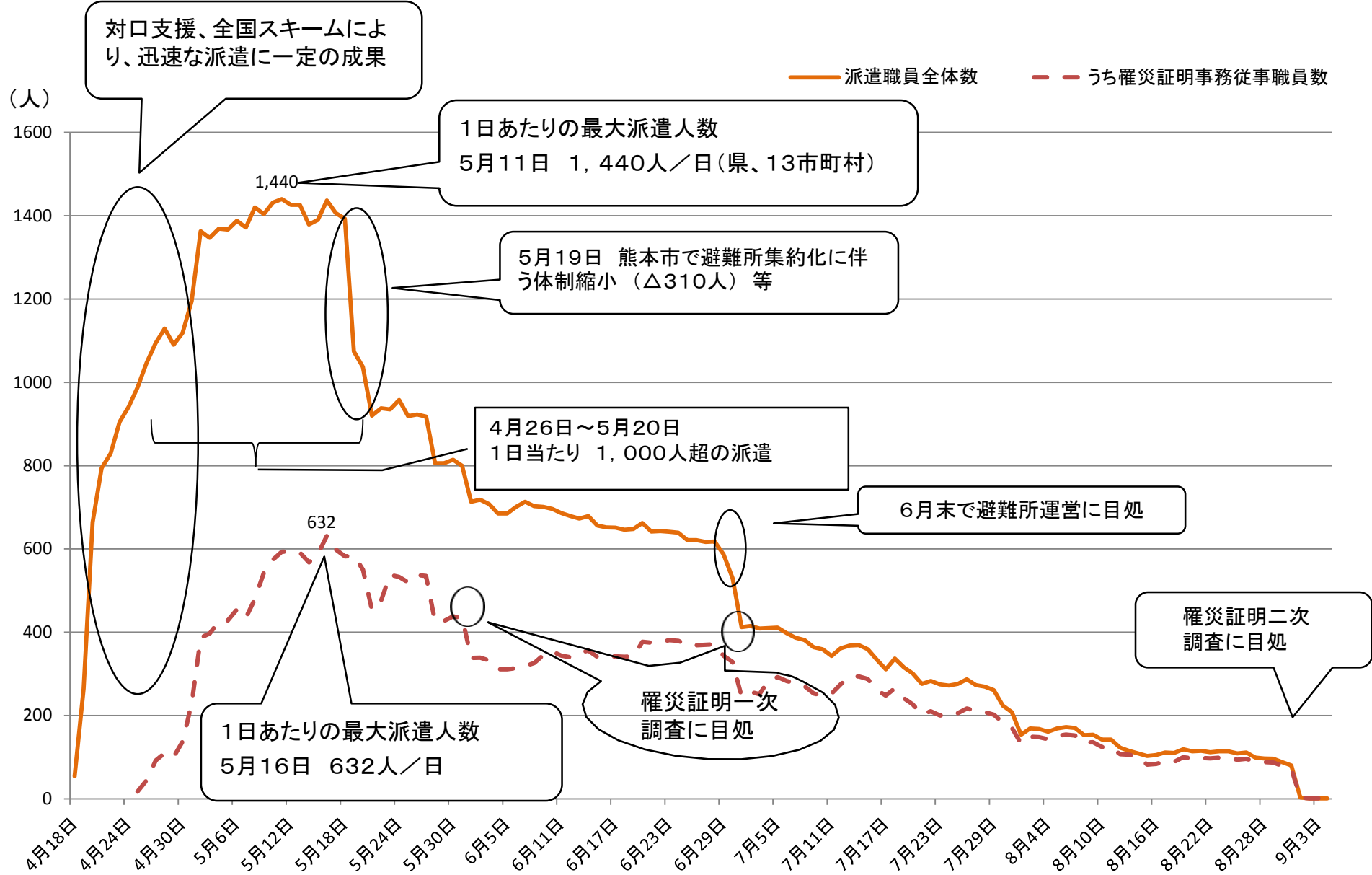
⇒総務省は、これらの人的支援について、地方三団体に対し、協力・助言を実施

対応の方向

- 総務大臣が地方三団体に対し、適切に協力・助言することで、全ての地方公共団体のマンパワーを最適活用できる応援職員派遣スキームを構築すべきではないか（**参考1**、**参考2** 参照）

熊本地震における短期派遣職員数の推移

(熊本県・熊本市・その他の市町村)



※これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。

【災害対策基本法】

(第67条)

災害発生市町村長

(課題2)

地方三団体による調整について明確化が必要ではないか

応援の求め(市町村分)

他の市町村長



地方三団体

(第74条)

災害発生都道府県知事

応援の求め(都道府県分)

他の都道府県知事

応援の求め

支援ニーズの把握

災害発生市町村長

区域内の市町村長

(課題1) 都道府県知事によるとりまとめについて明確化が必要ではないか

(第74条の2)

災害発生都道府県知事

応援の求め
(都道府県・市町村分)

内閣総理大臣

応援の求め

他の都道府県知事

応援の求め

災害発生市町村長

区域内の市町村長

総務大臣
現状と職員派遣
に関する政府の
方針を共有

応援の状況を把握

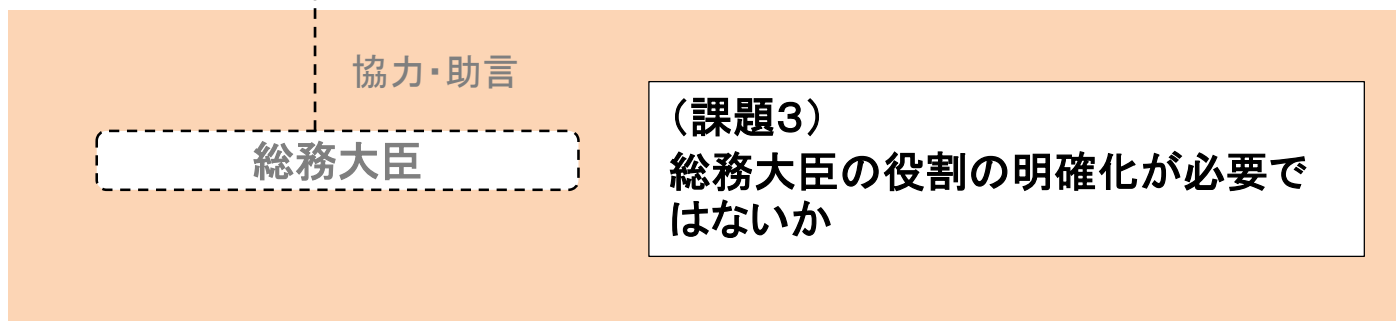
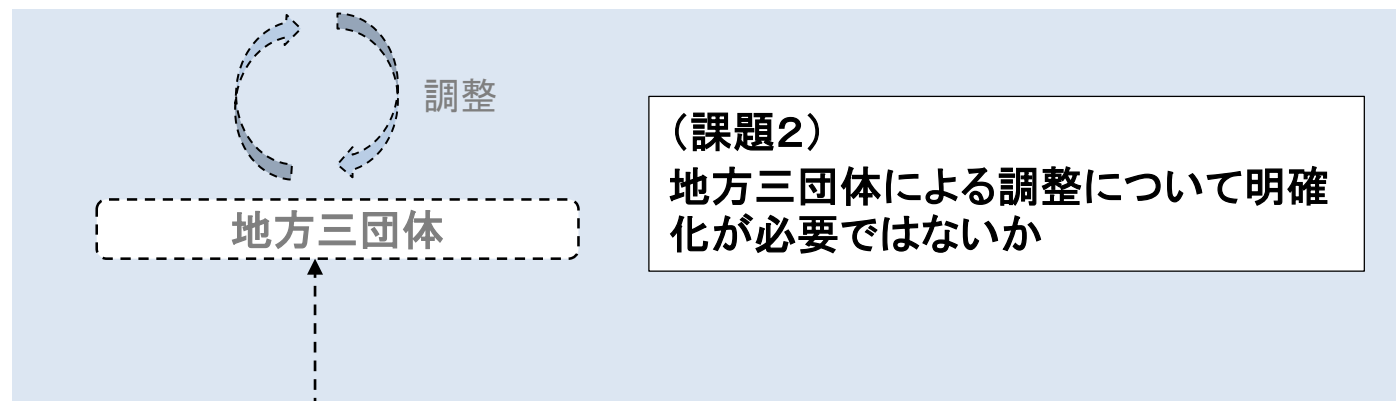
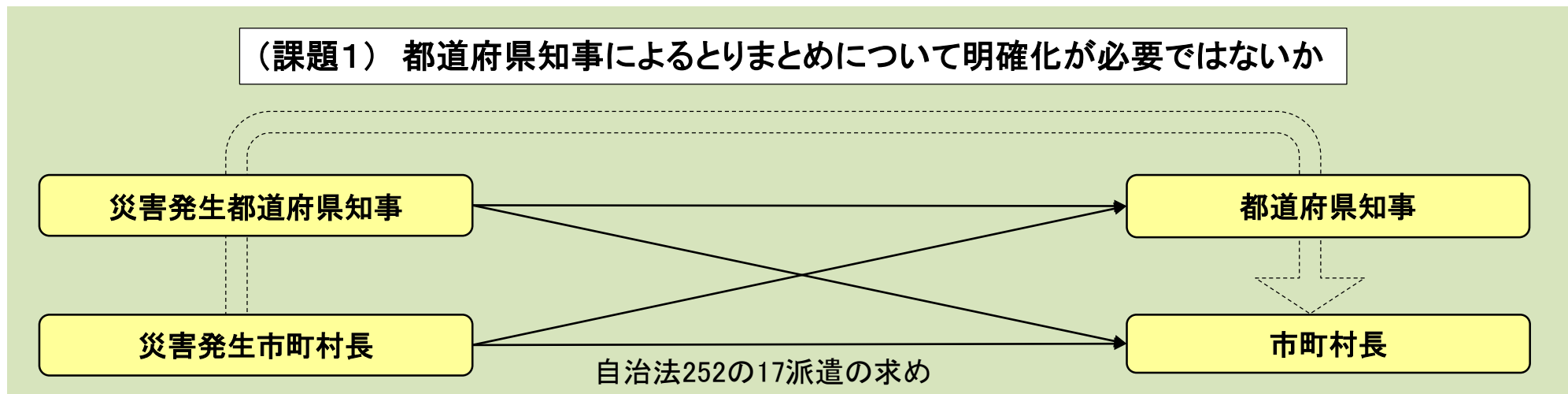
協力・助言

(課題3)

総務大臣の役割の明確化が必要ではないか

災害発生都道府県知事の要求を待つ
いとまがないときは、要求を待た
ないで応援を求めることができる

【地方自治法】



大規模災害時の被災市町村におけるマネジメント体制の確保支援

熊本地震の状況

- 役場機能が著しく低下した被災市町村が発生し、マネジメント支援が求められた
(災害対策本部の運営、受援体制の構築など)

対応の方向

- 以下のシステムの整備が必要ではないか
 - ・ 災害対応の経験を有し、マネジメント能力を備える地方公共団体の管理職員等を総務省で登録
 - ・ 総務大臣が、役場機能が著しく低下した市町村への派遣を要請
 - ・ 併せて、被災市町村における登録職員の役割を明確化

